

## ● 融資あっせん及び利子補給について

### 1. 融資あっせんの要件

- (1) 処理区域内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。償還金の弁済能力があること。
- (2) 市民税及び固定資産税(以下「市税等」という。)並びに下水道事業受益者負担金等を滞納していないこと。
- (3) 改造資金を一時に負担することが困難であること。
- (4) 下水道法第9条に規定する処理開始の公示の日から3年以内に行う改造工事であること。ただし、この期間内に改造することができなかつたことについて相当の理由があると認められるときは、この限りでない。
- (5) 市長が適当と認める連帯保証人を有すること。

### 2. 融資の条件

- (1) 融資金の利率は毎年変動します。下水道課にお問合せください。
- (2) 融資の償還方法は、毎月 5,000 円を下らない額の元金均等払いです。ただし繰上償還も出来ます。
- (3) 融資金の償還の始期は、融資を受けた日の属する月の翌月からとする。
- (4) 返済期間は、36 ヶ月以内とする。

### 3. 連帯保証人

- (1) 市内に居住し、独立の生計を営み市税等を完納している者。
- (2) 奄美市排水設備指定工事店の指定を受けている者。
- (3) その他市長が適当と認める者。

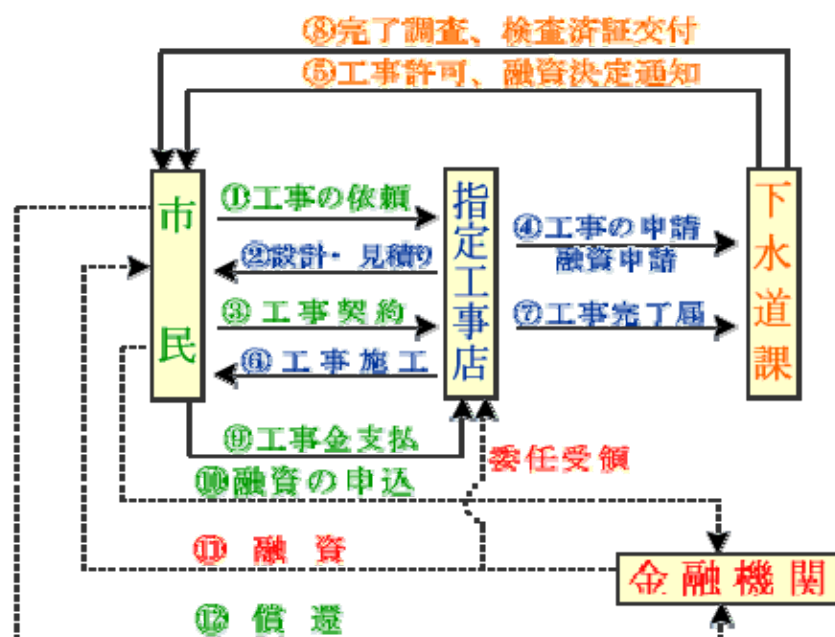
### 4. 融資あっせん申請書

市役所下水道課にあります。が、[指定工事店](#)が代行します。

### 5. 利子補給

処理開始の公示日から3年以内に排水設備を行った方に対してその融資額に係る利子の一部又は全部を、市が補給いたします。

## 6. 排水設備工事・融資あっせんの手続き



※各金融機関は次のとおりです。

鹿児島銀行大島支店・奄美大島信用金庫

奄美信用組合・南日本銀行大島支店

九州労働金庫大島支店・奄美農協名瀬支所